6　「中小企業者以外の法人」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　「⑾のうち中小企業者以外の法人に係る額　⑱」及び「⑾のうち中小企業者以外の法人に係る額　㉑」の各欄は、「取得価額の合計額（⑽の合計）　⑾」の金額のうち中小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備の取得価額の合計額を記載すること。

⑵　「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額　⑲」の欄は、「⑾のうち中小企業者以外の法人に係る額　⑱」の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の６第１項に規定するエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準（⑵において「エネルギー利用環境負荷低減基準」という。）に適合するものに係る額の合計額を記載し、「同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものに係る額　㉒」の欄は、「⑾のうち中小企業者以外の法人に係る額　㉑」の金額のうちエネルギー利用環境負荷低減基準に適合するものに係る額の合計額を記載すること。

別表六(二十七)を削る。

別表六(二十七)の表中「当期税額基準額残額 ⒀×20/100－(別表六(二十六)「19」＋「26」＋「38」)」を「当期税額基準額残額 ⒀×20/100－(別表六(二十五)「27」)」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉕」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉓」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉓」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉑」）」に、「当期税額基準額残額 ⒀×40/100－(別表六(二十六)「19」＋「26」＋「38」)－⒃－㉑」を「当期税額基準額残額 ⒀×40/100－(別表六(二十五)「27」)－⒃－㉑」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉖」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉔」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉔」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉒」）」に改め、同表の記載要領等⑾中「別表六(七)「８」、「13」又は「16」の要件のいずれか」を「次に掲げる場合」に改め、同号に次のように加える。

⑴　当該事業年度が令和８年４月１日前に開始した事業年度である場合において、別表六(七)「８」、「15」又は「18」の要件のいずれかに該当するとき。

⑵　当該事業年度が令和８年４月１日以後に開始する事業年度である場合において、別表六(七)「８」及び「15」の要件のいずれにも該当し、又は同表「18」の要件に該当するとき。

別表六(二十七)の記載要領等⑾⑵中「特別償却又は」を削り、同表を別表六(二十六)とし、同表の次に次の１表を加える。